

ポイント  
3

## 青少年の個室等への立入りを制限(努力義務)



○カラオケボックス、インターネットカフェ等を営業する事業者は、次のような場所に客として青少年を入室させないよう努めなければなりません。

- ・出入口に施錠の設備を設けている部屋
- ・内部の見通しを妨げる設備を設けている部屋

○カラオケボックス、インターネットカフェ等を営業する事業者は、客として青少年を立ち入らせたときは、施設内を巡回するように努めなければなりません。

ポイント  
4

## 場所を提供する行為の禁止事項の追加(違法ドラッグの使用)



○青少年が飲酒や喫煙などの行為を行うことを知りながら、場所を提供又は周旋することを禁止していますが、新たに、**薬事法第2条第14項に規定する指定薬物※をみだりに使用する行為**を追加しました。

○指定薬物※やこれを含有する物は、**薬事法により製造・販売・使用・所持(使用と所持は4月1日から)が禁止**されています。

※指定薬物とは…中枢神経系の興奮若しくは抑制または幻覚の作用を有し、かつ人体に使用された場合に、保健衛生上の危害が発生するおそれのある物として、薬事法に基づき指定された薬物です。

危険!

★違法ドラッグの乱用により、吐き気、頭痛、精神への悪影響や意識障害が起きるおそれがあり、**麻薬や覚醒剤と同様の危険性**が指摘されています。

## 改正内容

### ★青少年の定義【第14条】

・青少年の下限年齢を撤廃し、18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）を条例対象とすることとします。

### ★携帯電話インターネット接続契約の締結等の際の確認、説明等【第30条の2】

#### 1 事業者（携帯電話事業者、契約代理店）の義務

- ・携帯電話事業者等は、契約に当たっては、携帯電話端末等の使用者が青少年であるかを確認しなければなりません。
- ・携帯電話事業者等は、携帯電話端末等（スマートフォンを含む。）の使用者が青少年である場合は、保護者等に対し、青少年が有害情報を閲覧する機会が生じることやフィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスの内容等を説明するとともに、書面により交付しなければなりません。
- ・携帯電話事業者は、保護者からフィルタリングサービスを利用しない旨の申し出に係る書面の提出を受け、フィルタリングサービスの利用を条件としない契約を締結したときは、当該書面を保存しなければなりません。

#### 2 保護者の義務

- ・保護者は、フィルタリングサービスを利用しない旨の申し出をする場合には、理由を記載した書面を提出しなければなりません。

### ★個室等への立入りの制限等【第37条の2】

- ・カラオケボックスやインターネットカフェ等の営業者は、営業する場所において、出入口に施錠の設備を設けていたり、内部の見通しを妨げる設備を設けている個室等に、青少年を客として立ち入らせないように努めることとします。
- ・カラオケボックスやインターネットカフェ等の営業者は、営業する場所に青少年を客として立ち入らせたときは、施設内の巡回に努めることとします。

### ★場所の提供等の禁止【第40条】

- ・青少年に場所を提供する又は周旋する行為の禁止事項に、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物をみだりに使用する行為を追加することとしました。

## お問い合わせ先

北海道 環境生活部 くらし安全局 道民生活課【青少年グループ】

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-231-4111（代表） FAX 011-232-4820

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/seisyonen/ikusei/seisho.htm>



北海道